

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第148号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月26日 13時00分ごろ	
発生場所	関門港若松区 福岡県北九州市二島信号所から真方位014°550m付近 (概位 北緯33°53.3′ 東経130°46.7′)	
事故等調査の経過	平成22年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 起重機船 ^{ほたか}穂高丸、179トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 128763、株式会社トマック</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、六級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 プロペラ翼亀裂</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約1.8m、船尾約2.3mの喫水で関門港若松第1区内の幅約50mの水路を航行中、平成22年8月26日13時00分ごろ、浮標で示された同水路境界の左外側に出たことから、浅所に乗り揚げた。</p> <p>その後、本船は、自力で目的の造船所に着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1</p> <p>潮汐：下げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、関門港若松第1区の水路を航行中、前方の小型船を避航しようとして水路外に出たことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、水路を航行中、前方の造船所から出航準備中の小型船を見て、反航することになると判断した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、若松第1区内の水路の外側に浅所があることを知っていたが、その正確な範囲を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、関門港若松第1区内の水路を航行中、前方の小型船を避航しようとして水路外に出たため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	